

第5章 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認を行おうとする者及び 特定端末機器の技術基準適合自己確認を行おうとする者の手続

1. 届出の手続

1.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合自己確認の方法【電波法第38条の33第1・2項】

特別特定無線設備の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、電波法3章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）について自ら確認することができます。

特別特定無線設備は、特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令（証明規則第2条第2項）で定めます。具体的には、携帯電話端末、PHS端末、コードレス電話、デジタルコードレス電話を対象としています（平成16年2月現在）。

製造業者又は輸入業者は、検証を行い、
その特別特定無線設備の工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、
かつ、
当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができることを認めるとき
に限り、技術基準適合自己確認を行うことができます。

検証の具体的な方法は、証明規則別表第5号で詳細に規定されています。

(2) 届出書類【電波法第38条の33第3項】

自己確認の届出は、特別特定無線設備の製造業者又は輸入業者のみが認められています。例えば、個人が自分で使用する無線設備について届出を行うことはできません。

製造業者又は輸入業者であれば、届出に際して特別な能力を求められることはありません。ただし、民間能力に信頼する技術基準適合自己確認制度の趣旨に鑑み、法令で定められた特性試験や品質管理を確実に実施する能力や組織体制を有していることを強く望まれます。さらに、基準不適合機器が使用された場合には、無線通信への混信・妨害等が発生し、それによる多大な社会的被害が発生するおそれがありますが、そのような事態に対して損害賠償を行う等、自己責任を果たす担保があることが望まれます。

製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができます。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計

三 前項の検証の結果の概要

四 第2号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
特別特定無線設備の型式又は名称

特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあつては、特別特定無線設備の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

第1項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

自己確認の届出を行わなければ適合表示無線設備としての「表示」を貼付することができないこととなりますが、届出自体は、自己確認を行った製造業者又は輸入業者の自由です。また、製造業者又は輸入業者は、自由な判断により登録証明機関による工事設計認証も受けることもできます。

総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。）は、日本語で作成しなければなりません。（以下同じ。）

届出書類の準備や技術基準適合自己確認の検証の方法等については、必要に応じて、専門的経験を有する登録証明機関にご相談下さい。

(3) 届出番号と公示【電波法第38条の33第6項等】

総務大臣は、技術基準適合自己確認の届出があり、その届出を受理した時には届出者に「届出番号」を通知します。

技術基準適合自己確認の届出があつたときは、次の事項を公示します。変更届出があつた場合も、その旨を公示します。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特別特定無線設備の種別
- 三 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称
- 四 届出番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 届出の年月日

(4) 記録保存義務【電波法第38条の33第4項】

技術基準適合自己確認の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、次の事項について、検証記録を作成し、これを保存する義務があります。

- 一 届出番号
- 二 特性試験を行った際に用いた試験方法
- 三 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 四 特性試験に係る試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び受託者と締結した取決め事項
- 五 検証の経過（特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む）及び結果

検証記録には、技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものを添付しなければなりません。

検証記録は、検査を最後に行った日から10年間保存しなければならない義務があります。また、この検証記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合は、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

技術基準適合自己確認制度の手続 (届出まで)

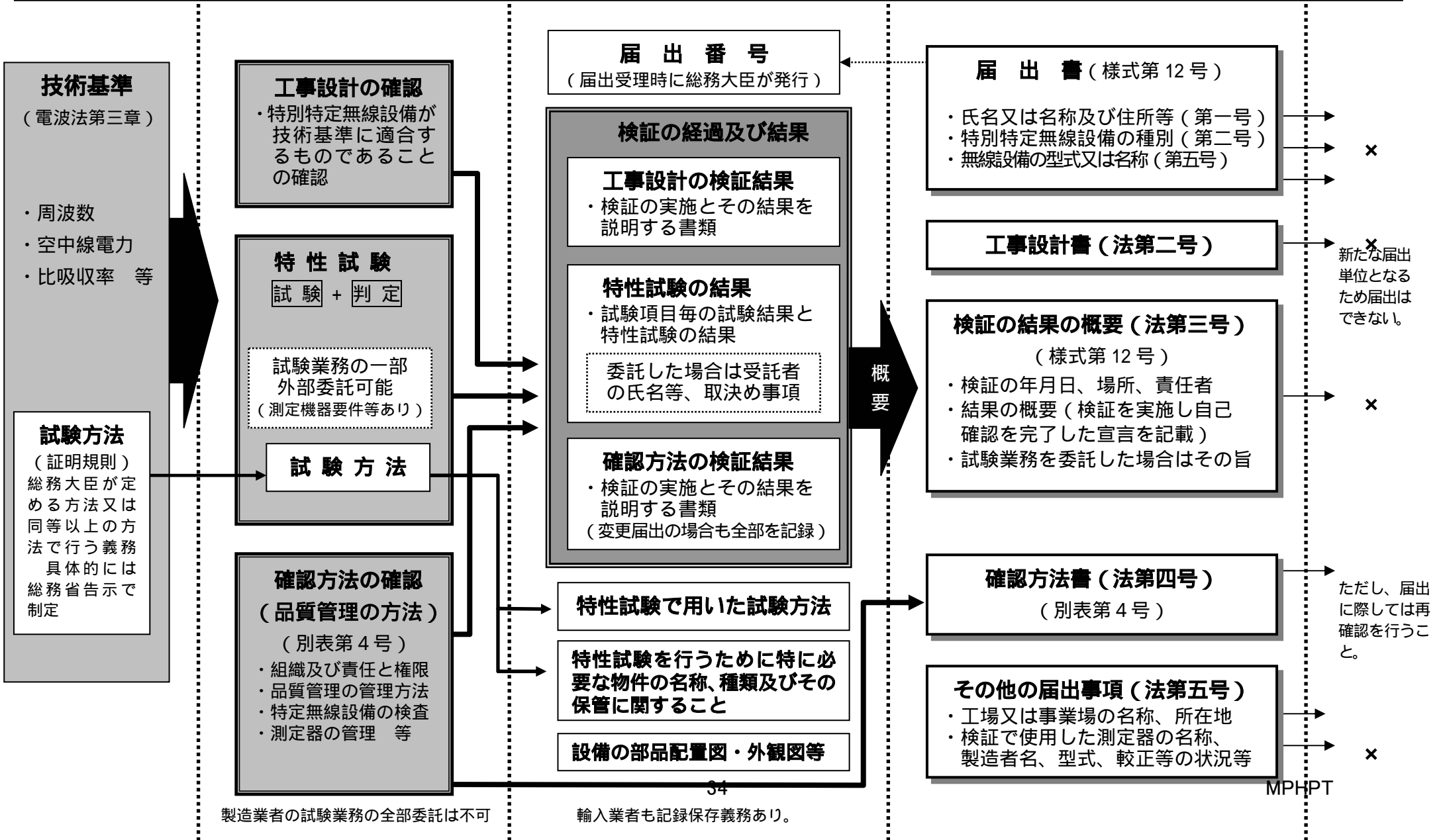
技術基準
(電波法第三章)

検証の方法
(証明規則の別表第5号)

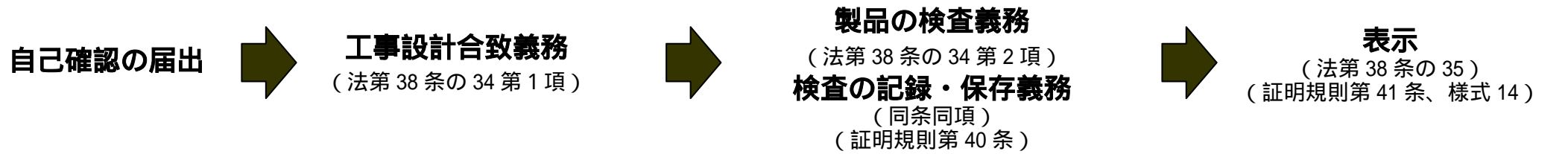
記録・保存義務
(法第38条の33第4項)
(証明規則第39条第4項)

自己確認の届出
(同条第3項)
(証明規則第39条第2項)

変更届出
(同条第5項)

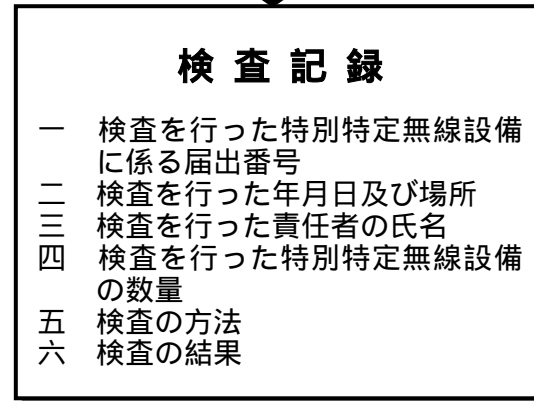
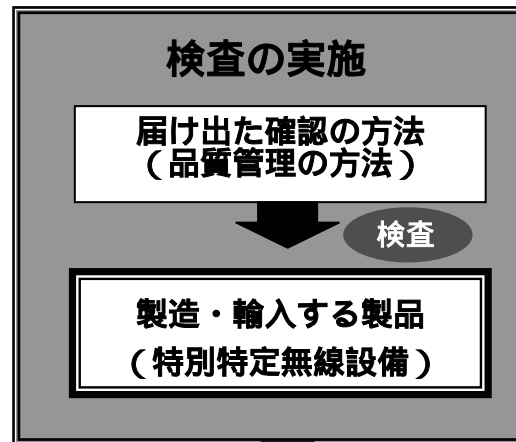
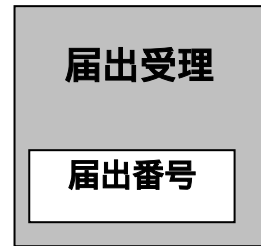


技術基準適合自己確認制度の手続 (届出後)



製品 (特別特定無線設備) の製造・輸入段階

届出業者は特別特定無線設備を製造又は輸入する場合は、それらを届け出た工事設計に合致するようにしなければならない。



検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。



特別特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。

1.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合自己確認の方法【事業法第 63 条第 1・2 項】

特定端末機器の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む）について自ら確認することができます。

特定端末機器は、端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、他者の通信への妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令（認定規則第 3 条第 2 項）で定めます。

製造業者又は輸入業者は、検証を行い、

その特定端末機器の設計が技術基準に適合するものであり、
かつ、

当該設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができると思えるとき
に限り、技術基準適合自己確認を行うことができます。

検証の具体的な方法は、認定規則別表第 4 号で詳細に規定されています。

(2) 届出書類【事業法第 63 条第 3 項】

自己確認の届出は、特定端末機器の製造業者又は輸入業者のみが認められています。例えば、個人が自分で使用する端末機器について届出を行うことはできません。

製造業者又は輸入業者であれば、届出に際して特別な能力を求められることはありません。ただし、民間能力を信頼する技術基準適合自己確認制度の趣旨に鑑み、法令で定められた試験や品質管理を確実に実施する能力や組織体制を有することが強く望まれます。さらに、基準不適合機器が使用された場合には、他者の通信への妨害等が発生し、それによる多大な社会的被害が発生するおそれがありますが、そのような事態に対して損害賠償を行う等、自己責任を果たす担保があることが望まれます。

製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができます。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計
- 三 前項の検証の結果の概要
- 四 第 2 号の設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法
- 五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

特定端末機器の名称

特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあっては、特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が事業法第 69 条第 1 項第 2 号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した事業法別表第 2 に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

自己確認の届出を行わなければ法令に従った「表示」を貼付することができないこととなりますが、届出自体は、自己確認を行った製造業者又は輸入業者の自由です。また、製造業者又は輸入業者は、自由な判断により登録認定機関による設計認証を受けることもできます。

総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。）は、日本語で作成しなければなりません。（以下同じ。）

届出書類の準備や技術基準適合自己確認の検証の方法等については、必要に応じて、専門的経験を有する登録認定機関にご相談下さい。

(3) 届出番号と公示【事業法第 63 条第 6 項等】

総務大臣は、技術基準適合自己確認の届出があり、その届出を受理した時には届出者に「届出番号」を通知します。

技術基準適合自己確認の届出があったときは、次の事項を公示します。変更届出があった場合も、その旨を公示します。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特定端末機器の種別
- 三 特定端末機器の名称
- 四 届出番号
- 五 届出の年月日

(4) 記録保存義務【事業法第 63 条第 4 項】

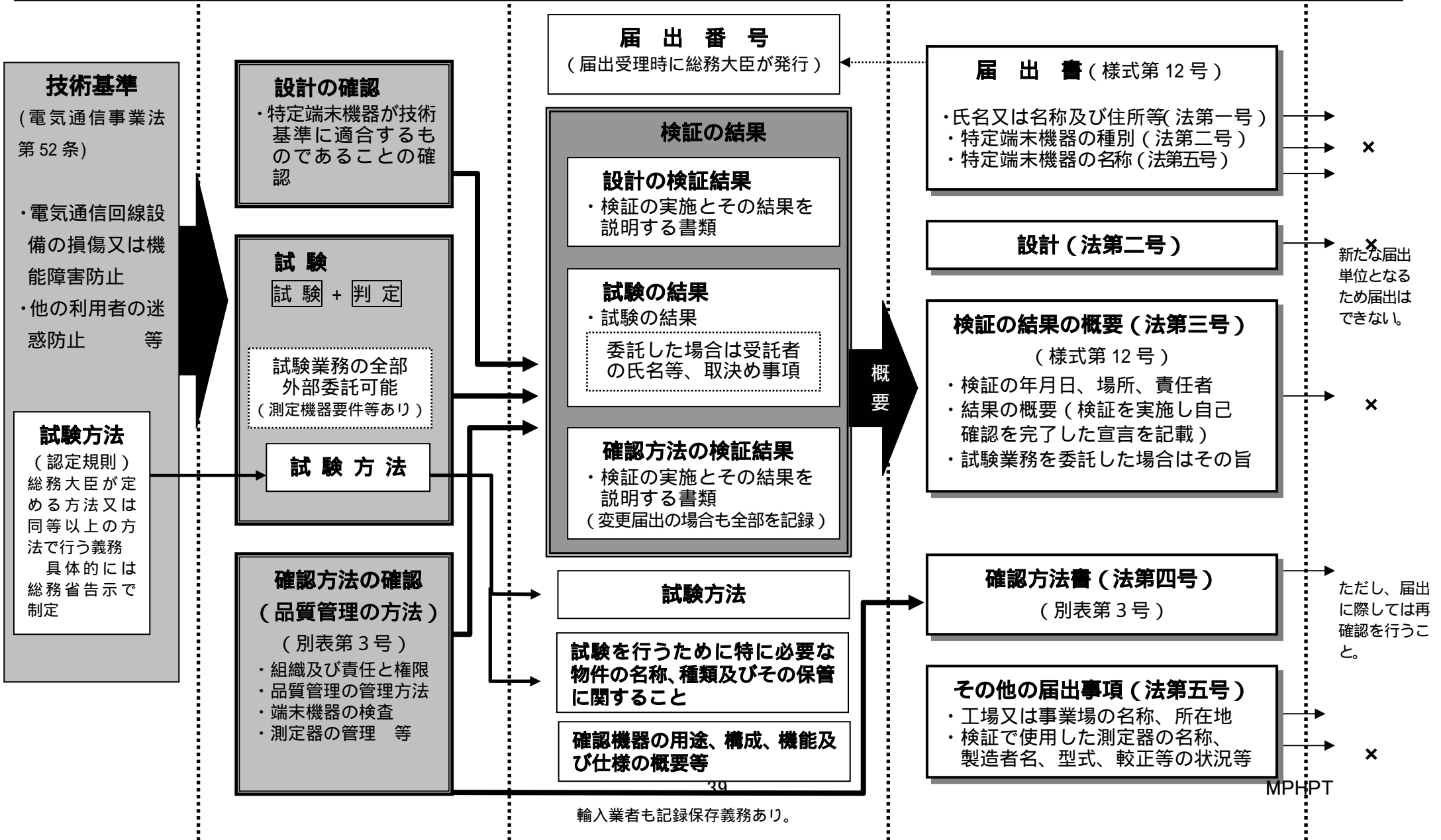
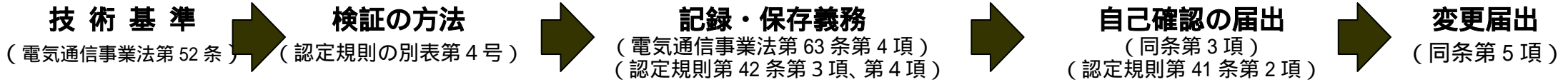
特定端末機器について、技術基準適合自己確認の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、次の事項について、検証記録を作成し、これを保存する義務があります。

- 一 届出番号
- 二 試験を行った際に用いた試験方法
- 三 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 四 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び受託者と締結した取決め事項
- 五 検証の結果

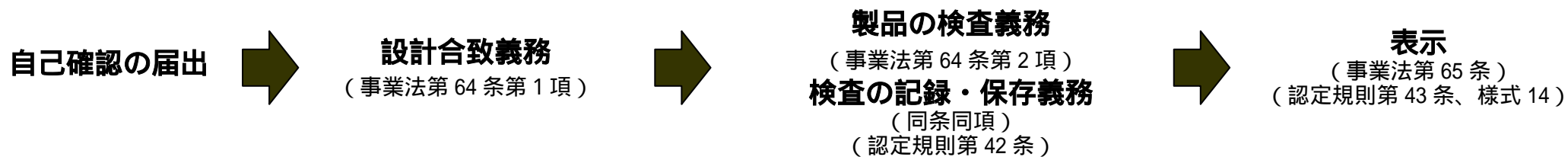
検証記録は、検査を最後に行った日から 10 年間保存しなければならない義務があります。また、この検証記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合は、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することが

できる状態であることが必要です。

技術基準適合自己確認制度の手続 (届出まで)

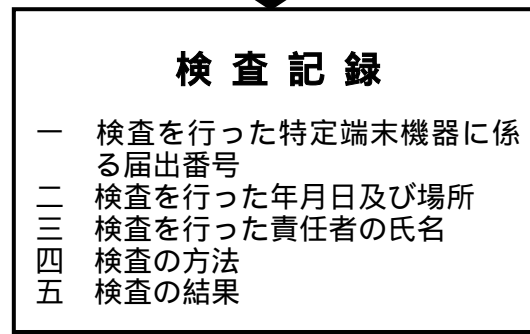
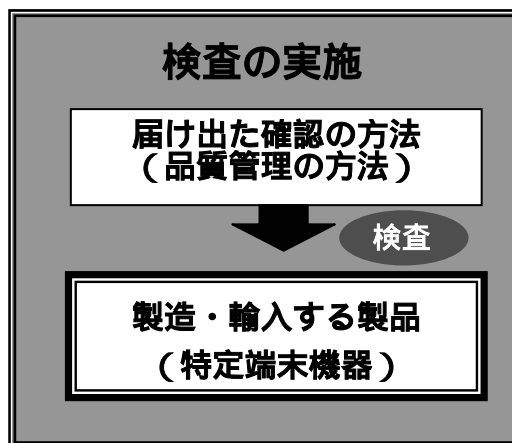
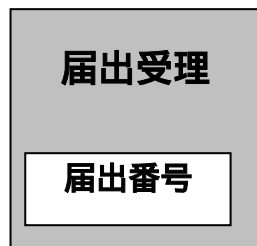


技術基準適合自己確認制度の手続 (届出後)

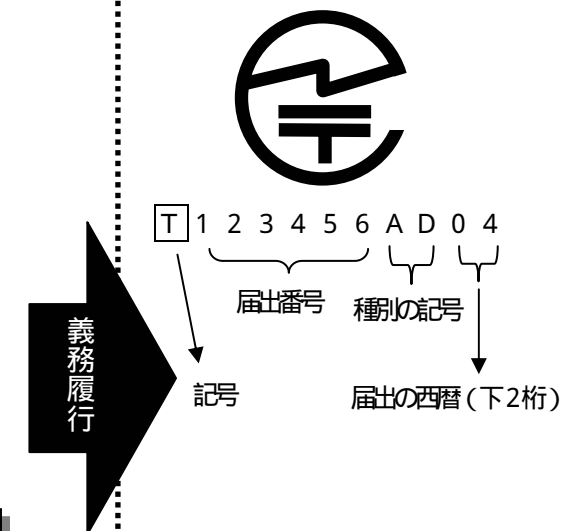


製品(特定端末機器)の製造・輸入段階

届出業者は特定端末機器を製造又は輸入する場合は、それらを届け出た設計に合致するようにならなければならない。



検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。



特定端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

2.届出後の手続

2.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計合致義務【電波法第 38 条の 34 第 1 項】

届出業者は、技術基準適合自己確認の届出に係る工事設計（「届出工事設計」）に基づく特別特定無線設備を製造し、又は輸入する場合には、その無線設備を届出工事設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特別特定無線設備の検査・記録保存義務【電波法第 38 条の 34 第 2 項】

届出業者は、(1)の義務を履行するため、技術基準適合自己確認の届出をした「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その製造又は輸入に係る無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければならない義務があります。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査を行った特別特定無線設備に係る届出番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査を行った特別特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 35】

届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、(2)の義務を履行したときに初めて、その無線設備に適合表示無線設備としての表示を付することができます。

表示は、証明規則様式第 14 号により、技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければならないとされています。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

す。

(4) 変更届出の義務【電波法第 38 条の 33 第 5 項】

届出業者は、届出事項（法第 38 条の 33 第 3 項各号（第 2 号及び第 3 号を除く））に掲げる事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る義務があります。総務大臣は、変更届出があった場合には、技術基準適合自己確認の届出の際の公示内容に変更がある場合には、その内容を公示します。

届出業者が届出を行わなければならない期間は、届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの期間です。ただし、特別特定無線設備の製造又は輸入を既に終了しているときは、その特別特定無線設備については、不要です。

変更届出を提出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第 13 号の届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

届出業者は、「確認の方法」に係る変更届出をしようとするときは、あらかじめ確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければなりません。

届出業者は、届出した工事設計の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、登録証明機関による新たな工事設計認証を取得するか、又は新たな自己確認の届出をしなければなりません。（工事設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。）

2.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計合致義務【事業法第 64 条第 1 項】

届出業者は、技術基準適合自己確認の届出に係る設計（「届出設計」）に基づく特定端末機器を製造し、又は輸入する場合には、その端末機器を届出設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特定端末機器の検査・記録保存義務【事業法第 64 条第 2 項】

届出業者は、(1)の義務を履行するため、技術基準適合自己確認の届出をした「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その製造又は輸入に係る端末機器について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければならない義務があります。

特定端末機器について、検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査を行った特定端末機器に係る届出番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査方法
- 五 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 法令に従って端末機器に貼付した表示【事業法第 65 条】

届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、(2)の義務を履行したときに初めて、その端末機器に法令に従った表示を付することができます。

表示は、認定規則様式第 14 号により、技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した特定端末機器については、当該特定端末機器の利用者が、電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際の接続検査が不要となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。これに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

3. 事後措置

3.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 届出業者の立入検査【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、届出業者に対し、届出に係る特別特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、届出業者の事業所に立ち入り、当該特別特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 特別特定無線設備等の提出【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 21】

総務大臣は、(1)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特別特定無線設備又は当該特別特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、届出業者に対し、期限を定めて、当該特別特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 措置命令【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 27】

総務大臣は、届出業者が工事設計合致義務に違反していると認める場合には、届出業者に対し、届出に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(4) 表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 36】

総務大臣は、次に該当する場合には、届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、それぞれに定める届出工事設計又は工事設計に基づく特別特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができます。

一 届出工事設計に基づく特別特定無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第 5 号に掲げる場合を除く。）。

【当該特別特定無線設備の届出工事設計】

二 届出業者が技術基準適合自己確認の届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

【当該虚偽の届出に係る工事設計】

三 届出業者が法第 38 条の 33 第 4 項又は第 38 条の 34 第 2 項の規定に違反したとき。

【当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計】

四 届出業者が法第 38 条の 38 において準用する第 38 条の 27 の規定による命令に違反したとき。

【当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計】

五 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に法第 38 条の 33 第 3 項の規定により届け出た工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。

【当該工事設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(5) 再発防止のための表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 37】

総務大臣は、届出業者が(4)のいずれかに該当した場合において、再び(4)の違反等の行為に該当するおそれがあると認めるときは、その届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に表示を付することを禁止することができます。

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 23】

技術基準適合自己確認に係る表示が付されている無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害等防止命令【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 22】

総務大臣は、技術基準適合自己確認に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第 3 章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、届出業者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 届出業者の立入検査【事業法第 166 条】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、届出業者に対し、届出に係る特定端末機器に関し報告させ、又はその職員に、届出業者の事業所に立ち入り、当該特定端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 特定端末機器等の提出【事業法第 167 条】

総務大臣は、(1)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定端末機器又は当該特定端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、届出業者に対し、期限を定めて、当該特定端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 措置命令【事業法第 68 条で準用する法第 59 条】

総務大臣は、届出業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、届出業者に対し、

届出に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(4) 表示の禁止の処分【事業法第 66 条】

総務大臣は、次に該当する場合には、届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、それぞれに定める届出設計又は設計に基づく特定端末機器に前条の表示を付することを禁止することができます。

一 届出設計に基づく特定端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第 5 号に掲げる場合を除く）。

【当該特定端末機器の届出設計】

二 届出業者が、技術基準適合自己確認の届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

【当該虚偽の届出に係る設計】

三 届出業者が法第 63 条第 4 項又は第 64 条第 2 項の規定に違反したとき。

【当該違反に係る特定端末機器の届出設計】

四 届出業者が法第 68 条において準用する法第 59 条の規定による命令に違反したとき。

【当該違反に係る特定端末機器の届出設計】

五 法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に電気通信事業法第 63 条第 3 項の規定により届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。

【当該設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(5) 再発防止のための表示の禁止の処分【事業法第 67 条】

総務大臣は、届出業者が(4)のいずれかに該当した場合において、再び(4)の違反等の行為に該当するおそれがあると認めるときは、その届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、特定端末機器に表示を付することを禁止することができます。

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第 67 条】

技術基準適合自己確認に係る表示が付されている端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は、法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害防止命令【事業法第 68 条で準用する法第 54 条】

総務大臣は、技術基準適合自己確認に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、届出業者に対し、その端末機器による妨害又は妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。